



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *2 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
- *3 和歌山県環境衛生研究センター受託研究規則 (環境生活総務課)..... 2

○ 告示

- 167 平成19年和歌山県告示第233号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定)の一部改正 (循環型社会推進課)..... 5
- 168 生活保護法による指定医療機関の変更 (福祉保健総務課)..... 5
- 169 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課)..... 5
- 170 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 6
- 171 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 6
- 172 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)..... 7
- 173 荒見井土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更の認可 (農業農村整備課)..... 7
- 174 換地処分の完了 (")..... 7
- *175 車両制限令に基づく自動車の交通量がきわめて少ない道路の指定 (道路保全課)..... 7
- 176 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)..... 12

○ 公告

- 入札公告 (総務事務集中課)..... 12

○ 正誤

- 平成23年2月7日付け和歌山県報号外和歌山県告示第156号中 15

規 則

和歌山県規則第2号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則(昭和39年和歌山県規則第99号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項ただし書中「貸与させるものとし、当該職員の異動先の責任者に被服等異動通知書(別記第2号様式)により引き継ぐものとする」を「貸与させるものとする」に改める。

第10条を次のように改める。

(管理等)

第10条 責任者は、被服等整理簿(別記第2号様式)及び被服等貸与簿(別記第3号様式)を備え、被服等の受払状況及び貸与状況を明らかにしておかなければならない。

2 責任者は、前条第1項ただし書の規定により被服等を継続して貸与させるときは、当該被服等を継続して貸与される職員の異動先の責任者に被服等貸与簿の写しを送付するものとする。

別記第2号様式を削り、別記第3号様式を別記第2号様式とし、別記第4号様式を別記第3号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第3号

和歌山県環境衛生研究センター受託研究規則を次のように定める。

平成23年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県環境衛生研究センター受託研究規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県環境衛生研究センター（以下「センター」という。）が外部から委託を受けて行う環境及び公衆衛生についての試験研究又は調査（以下「受託研究等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(受託の基準)

第2条 受託研究等は、センターの研究上有意義であり、かつ、本来の研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(委託者の範囲)

第3条 センターに受託研究等の委託をしようとする者（以下「委託者」という。）は、県内に事業所を有する企業又は団体に限るものとする。ただし、センター所長（以下「所長」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

(委託の申請)

第4条 委託者は、受託研究等委託申請書（別記様式）により所長に申請しなければならない。

(受託契約)

第5条 所長は、前条の規定による申請に基づき受託研究等に関する契約（以下「受託契約」という。）を締結しようとするときは、受託研究等の目的、内容、受託研究等に要する費用（以下「受託料」という。）、受託研究等の実施期間その他受託研究等の受託に関し必要な事項について知事の承認を受けて受託研究等の契約書（以下「契約書」という。）を作成するものとする。

2 前項の規定は、受託契約を変更しようとする場合に準用する。

(受託料)

第6条 委託者は、受託契約の締結後遅滞なく契約書に定める受託料の全額を納付しなければならない。

ただし、やむを得ない理由がある場合は、契約書の定めるところにより分割して納付することができる。

2 前項の規定は、受託契約の変更により受託料が増加した場合において、当該増加額について準用する。

3 所長は、受託契約の変更により受託料が減少した場合には、当該減少額の返還を行うものとする。

(受託研究等の延長又は中止)

第7条 所長は、天災その他やむを得ない理由のため、受託研究等の延長の必要が生じたとき又は継続が困難となったときは、当該受託研究等を延長し、又は中止することができる。

2 前項の場合において、県は、その責めを負わず、受託料は返還しないものとする。ただし、特に必要と認める場合には、不用となった受託料の範囲内において、その全部又は一部を返還することができる。

(受託研究等の結果の通知)

第8条 所長は、受託研究等を終了し、又は中止したときは、その結果を委託者に通知するものとする。

(受託料の精算)

第9条 所長は、受託研究等を終了し、又は中止したときは、第6条第1項及び第2項の規定により納付を受けた受託料の精算を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託者からの申出により受託研究等を中止した場合には、受託料は返還しない。ただし、中止の理由がセンターが受託契約を履行できないことによる場合は、この限りでない。

(受託研究等の結果の公表)

第10条 所長は、受託研究等の結果を公表するものとする。ただし、委託者からの申出により公表をしないことができる。

(特許を受ける権利等)

第11条 受託研究等の業務を担当する職員が当該受託研究等の業務について発明をしたときは、別に定めるところにより、当該発明に係る特許を受ける権利は、当該職員が取得するものとし、当該権利又は当該権利に係る特許権は、県が承継するものとする。

(優先的実施権)

第12条 知事は、前条の規定により県が継承した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「特許権等」という。）を、委託者又は委託者の指定する者（以下「委託者等」という。）に限り、特許出願の日から5年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。

2 前項の場合において、委託者等が当該特許権等を優先的実施の期間中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は当該特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、知事は、委託者等以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができる。

(準用)

第13条 前2条の規定は、受託研究等に係る実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

(適用除外)

第14条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規則を適用しないことができる。

- (1) 委託者が国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）である場合
- (2) 委託者が国等以外であって、国等からの補助金により実施する受託試験研究等を再委託する場合
(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項については、所長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 (第4条関係)

受託研究等委託申請書

年 月 日

和歌山県環境衛生研究センター所長 様

申請者
住所
氏名

印

和歌山県環境衛生研究センター受託研究規則第4条の規定により、下記のとおり委託したいので申請
します。

記

- 1 委託の区分 試験研究 ・ 調査
- 2 研究等題目
- 3 研究等目的
- 4 研究等の内容
- 5 研究等実施期間についての希望
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 受託料の金額及び納付についての希望
金 円
- 7 特許権等の実施についての希望
- 8 試料等の提供について
- 9 補助者の派遣について

備考 調査委託については、7を除く。

告 示

和歌山県告示第167号

平成19年和歌山県告示第233号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表に次のように加える。

39	かつらぎ町	笠田東字堂田	1271番4	規則第12条の31第1号
		笠田東字堂田	1271番14	
		笠田東字堂田	1271番18	
		笠田東字堂田	1271番26の一部	

和歌山県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
那医 79-55	仲井間外科	仲井間外科整形外科クリニック	岩出市金池389-1	平成 22. 9. 1
那医 110-3	医療法人彌栄会 黒山整形外科	医療法人彌栄会 やよいメディカルクリニック	岩出市中迫139	平成 22. 10. 1

和歌山県告示第169号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業 者 番 号	申請者の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の 氏 名	事業所の 名 称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日 (指定の有 効期間の 満了の日)
30701050 14	株式会社パソナ ソーシング	東京都千代田区 大手町2-6-4	高橋康之	よっといで園 部	和歌山市園部10 87番地5	居宅介護支援	平成 23. 2. 1 (平成 29. 1. 31)
30701078 04	株式会社紅葉	和歌山市直川19 03番地の2	西眞由美	居宅介護支援 事業所もみじ	和歌山市雄松町 4丁目2-2	居宅介護支援	平成 23. 2. 1 (平成 29. 1. 31)
30724008 68	株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁	寺田大輔	ニチイケアセ ンター白浜	西牟婁郡白浜町 2453番地6	居宅介護支援	平成 23. 2. 1

		目9番地					〔平成 29. 1. 31〕
--	--	------	--	--	--	--	-------------------

和歌山県告示第170号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成23年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	氏名 〔法人の場合にあっては、申請者の名称〕	住所 〔法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地〕	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 〔指定の有効期間の満了の日〕
3071300606	合資会社ドリーム愛	橋本市高野口町田原199番地	榎阪正門	合資会社ドリーム愛	橋本市高野口町田原199番地	介護予防訪問介護	平成 23. 2. 1 〔平成 29. 1. 31〕

和歌山県告示第171号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成23年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	氏名 〔法人の場合にあっては、申請者の名称〕	住所 〔法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地〕	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 〔指定の有効期間の満了の日〕
3070107762	株式会社紅葉	和歌山市直川1903番地の2	西眞由美	ヘルパーステーションかえで	和歌山市雄松町4丁目2-2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 23. 2. 1 〔平成 29. 1. 31〕
3070107770	株式会社サンブレスト	和歌山市土入284番地の11	石塚宏介	ヘルパーステーションロコ	和歌山市土入284番地の11	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 23. 2. 1 〔平成 29. 1. 31〕
3070107788	株式会社アイ・システナ	和歌山市平井114-1	宇本利典	アーチヘルパーステーション	和歌山市平井114-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 23. 2. 1 〔平成 29. 1. 31〕
3071600914	株式会社小春日和	有田郡有田川町西丹生図401	小山勇	ヘルパーステーションゆあさ	有田郡湯浅町栖原95	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 23. 2. 1 〔平成 29. 1. 31〕
3051480030	医療法人天竹会	海南市重根11番地1	竹中庸之	介護老人保健施設天竹苑	海南市重根11番地1	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	平成 23. 2. 1 〔平成 29. 1. 31〕

和歌山県告示第172号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3012250167	ニチイケアセンター白浜	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	田辺市新庄町字田鶴18番地1	西牟婁郡白浜町2453番地6	平成23.1.7

和歌山県告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、荒見井土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成23年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第174号

平成23年1月12日付けで計画認可した海南市営換地計画（大窪・市坪地区地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成23年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第175号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定による自動車の交通量がきわめて少ない道路を次のとおり指定する。

昭和38年和歌山県告示第698号（車両制限令による道路の指定）、昭和40年和歌山県告示第667号（自動車の交通量がきわめて少ない道路の指定）、昭和41年和歌山県告示第614号（自動車の交通量がきわめて少ない道路の指定）、同第615号（自動車の交通量がきわめて少ない道路の指定）、昭和42年和歌山県告示第735号（車両制限令に基づく道路の指定）、昭和42年和歌山県告示第854号（車両制限令に基づく道路の指定）及び昭和50年和歌山県告示第484号（車両制限令の規定による交通量の少ない道路の指定）に係る指定を、平成23年2月28日限り、解除する。

平成23年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名	指定する道路の区間／（起点）／（終点）	延長 メートル	指定期日
国道169号	東牟婁郡北山村七色、三重県界 同村小森、奈良県界	16,398	平成23年3月1日
国道169号	新宮市熊野川町田戸、奈良県界 同市熊野川町下地、奈良県界	7,344	平成23年3月1日
国道169号	新宮市熊野川町峰、奈良県界 同市熊野川町宮井、宮井橋国道168号線出合	5,646	平成23年3月1日

国道371号	伊都郡高野町高野山隧道北入口 同郡かつらぎ町花園村久木公民館前	9,900	平成23年3月1日
国道371号	田辺市龍神村西、上山露橋 同市龍神村西、東高橋	100	平成23年3月1日
国道371号	田辺市中辺路町小松原、町道分岐 同市中辺路町温川、大氏橋	3,050	平成23年3月1日
国道371号	田辺市下川下、上野大橋 同市合川、市鹿野鮎川線分岐	6,450	平成23年3月1日
国道371号	田辺市五味 同市合川、三川橋	18,020	平成23年3月1日
国道371号	伊都郡高野町高野山国有林第24林班地先 橋本市向副、国道370号分岐	21,150	平成23年3月1日
国道424号	有田郡有田川町小川、楠本小川線分岐 同町西ヶ峰、けわり谷川南1,000m	3,470	平成23年3月1日
国道424号	海南市上谷、極楽寺バス停 同市上谷、落合橋	1,900	平成23年3月1日
国道480号	伊都郡かつらぎ町平、背後橋 同町平、平生活改善センター	1,440	平成23年3月1日
国道480号	伊都郡かつらぎ町滝、下津川橋 紀の川市名手下、那賀かつらぎ線分岐	5,250	平成23年3月1日
国道480号	有田郡有田川町井ノ口、丹生神社 同町糸野、海南金屋線分岐	1,594	平成23年3月1日
かつらぎ桃山線	紀の川市黒川、黒川橋 同市下鞆淵、高野口野上線分岐	2,430	平成23年3月1日
高野口野上線	紀の川市上鞆淵、出合橋 伊都郡かつらぎ町御所、御所公民館前	4,650	平成23年3月1日
岩出海南線	和歌山市薬勝寺365-5地先 薬勝寺、海南市界	480	平成23年3月1日
海南金屋線	海南市重根、国道370号出合 同市上六川、地藏橋	12,810	平成23年3月1日
美里龍神線	有田郡有田川町上湯川、林道分岐 同町上湯川、佛木橋南詰	7,250	平成23年3月1日
美里龍神線	海草郡紀美野町津山、広瀬橋 同町桶の下、有田郡界	8,770	平成23年3月1日
広川川辺線	有田郡広川町下津木、公門原橋 同町下津木、落合橋	850	平成23年3月1日
御坊湯浅線	日高郡日高町東光寺国道42号分岐 有田郡界	14,020	平成23年3月1日
御坊湯浅線	有田郡湯浅町湯浅、赤のれん角 同町湯浅、町道駅前線分岐	345	平成23年3月1日
田辺龍神線	日高郡みなべ町清川、榎又の橋東700m 同町清川、虎ヶ峯バス停	2,190	平成23年3月1日
上富田南部線	田辺市稲成荒光、改修始点 同市稲成荒光、荒光橋	1,320	平成23年3月1日

上富田すさみ	西牟婁郡すさみ町佐本追川、県道分岐 同町佐本西栗垣内、林道分岐	3,100	平成23年3月1日
上富田すさみ線	西牟婁郡すさみ町大附、出合橋 同郡白浜町宇津木、宇津木橋	14,270	平成23年3月1日
日置川大塔線	西牟婁郡白浜町川添、市鹿野橋 同町日置、JR日置駅前	22,020	平成23年3月1日
すさみ古座線	西牟婁郡すさみ町周参見、安和橋 同町小河内、出合橋	4,350	平成23年3月1日
すさみ古座線	東牟婁郡古座川町添野川、下地橋 同町添野川、湯の花橋	1,560	平成23年3月1日
那智勝浦古座川線	全線	32,979	平成23年3月1日
那智勝浦本宮線	全線	41,788	平成23年3月1日
橋本五條線	橋本市向副、橋本橋南詰 同市上田、中道字界	2,080	平成23年3月1日
堺かつらぎ線	伊都郡かつらぎ町蔵王峠、大阪府界 同町短野、柏谷橋	5,000	平成23年3月1日
宿九度山線	橋本市彦谷、国道371号分岐 伊都郡九度山町河根	8,702	平成23年3月1日
山内恋野線	橋本市隅田町山内1098地先 同市恋野、橋本五條線出合	5,023	平成23年3月1日
山田御幸辻停車場線	橋本市山田、三石山不動寺前 同市御幸辻、二見御幸辻線出合	4,556	平成23年3月1日
紀見峠停車場線	橋本市慶賀野、国道371号交点 同市慶賀野、南海紀見峠駅	760	平成23年3月1日
志賀三谷線	伊都郡かつらぎ町志賀、国道480号分岐 同町天野、高野口野上線分岐	4,500	平成23年3月1日
三谷妙寺停車場線	伊都郡かつらぎ町三谷、和歌山橋本線交点 同町妙寺、国道24号出合	590	平成23年3月1日
九重名倉線	伊都郡高野口町九重、起点 同町大野、JRガード下	5,100	平成23年3月1日
高野橋本線	伊都郡高野町神谷、南海高野線極楽橋駅前 同町神谷、九度山町界	2,080	平成23年3月1日
高野橋本線	伊都郡九度山町長坂、苜萱堂 同町椎出、国道370号交点	2,130	平成23年3月1日
高野橋本線	伊都郡九度山町河根、河根小学校前 橋本市岸上、国道24号線出合	6,550	平成23年3月1日
上鞆淵那賀線	紀の川市上鞆淵、高野口野上線分岐 同市横谷、釈迦谷川付近	4,920	平成23年3月1日
西川原名手市場線	紀の川市西川原、橋橋 同市名手市場、国道24号分岐	4,080	平成23年3月1日
西川原粉河線	紀の川市西川原、橋橋 同市粉河、県かき・もも研究所付近	3,790	平成23年3月1日

中尾名手市場線	紀の川市平野、中尾名手市場線起点 同市切畑、岩谷橋南500m	4,240	平成23年3月1日
垣内貴志川線	紀の川市桃山町野田原、光長橋 同市桃山町野田原、新平谷橋	1,090	平成23年3月1日
船戸停車場線	全線	99	平成23年3月1日
小豆島岩出線	岩出市吉田、平岡橋 同市高塚、新田広芝岩出停車場線分岐	3,000	平成23年3月1日
90和歌山海南線	和歌山市紀三井寺、紀三井寺線分岐 同市紀三井寺294-1地先	710	平成23年3月1日
三田三葛線	和歌山市中島 JRアンダーパス東側側道(北)	75	平成23年3月1日
三田三葛線	和歌山市中島 JRアンダーパス東側側道(南)	75	平成23年3月1日
井ノ口秋月線	和歌山市岩橋249-1地先 同市岩橋、岩橋栗栖線分岐	1,020	平成23年3月1日
八軒家鳴神線	和歌山市八軒家、国道24号分岐 同市鳴神、市道出合	1,980	平成23年3月1日
海南吉備線	海南市下津町、桃垣内公民館 有田郡有田川町井の口、田殿橋	17,175	平成23年3月1日
生石公園線	有田郡有田川町生石奥谷 同町生石奥谷、国道424号分岐	14,740	平成23年3月1日
沓掛糸我線	有田市宮原町新町、夕暮橋 同市宮原町糸我、国道42号分岐	830	平成23年3月1日
大崎加茂郷停車場線	海南市下津町大崎297番地先 同市下津町大崎259番地先、バス停	512	平成23年3月1日
奥佐々坂井線	海草郡紀美野町奥佐々、宮前橋 同町奥佐々、唐戸瀬橋	2,770	平成23年3月1日
奥佐々坂井線	海草郡紀美野町古見、町道分岐 海南市沖野々、国道370号分岐	3,000	平成23年3月1日
宮崎古江見線	有田市宮崎町、宮崎古江見線起点 同市宮崎町、箕島魚市場	860	平成23年3月1日
有田港線	有田市箕島、天浦橋 同市箕島、有田港線終点	870	平成23年3月1日
湯浅広港湯浅停車場線	有田郡湯浅町湯浅、湯浅広港湯浅停車場線起点 同町湯浅、御坊湯浅線交点	136	平成23年3月1日
南金屋由良線	日高郡由良町畑、国道42号分岐 同町畑、国道42号出合(水越隧道付近)	3,600	平成23年3月1日
吉原湯浅線	有田郡有田川町吉見、第二吉見橋南400m 同町奥、大顔神社付近	1,730	平成23年3月1日
野上清水線	有田郡有田川町三田、弥生橋 海草郡紀美野町奥佐々、中田一ノ瀬橋北詰	15,150	平成23年3月1日
下湯川金屋線	有田郡有田川町二沢、上二沢橋北480m 同町粟生、国道480号分岐	8,840	平成23年3月1日

境川金屋線	有田郡有田川町二川、境川金屋線起点 同町中野、国道424号分岐	13,210	平成23年3月1日
境川金屋線	有田郡有田川町境川 同町二川栗生、国道480号交点	2,094	平成23年3月1日
楠本小川線	有田郡有田川町小原、大月峠 同町吉田、吉田橋	7,220	平成23年3月1日
滝切目停車場線	日高郡みなべ町滝、滝切目停車場線起点 同町滝、町道分岐	200	平成23年3月1日
芳養清川線	田辺市上芳養、芳養清川線起点 同市上芳養、大平橋	2,980	平成23年3月1日
秋津川田辺線	田辺市上芳養石神 同市稲成、切戸橋	13,440	平成23年3月1日
長野上秋津線	田辺市長野、温川田辺線分岐 同市上三栖、西原会館	3,500	平成23年3月1日
温川田辺線	田辺市伏菟野、熊野川橋 同市長野、長野八幡神社	8,900	平成23年3月1日
近露平瀬線	田辺市中辺路町近露、国道311号分岐 同市平瀬、小合橋	8,550	平成23年3月1日
平瀬上三栖線	田辺市中辺路町西谷、東谷橋 同市上三栖、温川田辺線分岐	10,520	平成23年3月1日
下川上傘婁線	田辺市下川上、苔口バス停 同市下川下、江口橋	2,240	平成23年3月1日
下川上傘婁線	西傘婁郡上富田町、市の瀬 田辺市下三栖、温川田辺線分岐	15,620	平成23年3月1日
岩田保呂線	西傘婁郡上富田町岩田、岩田橋 同郡白浜町保呂、清水橋	3,600	平成23年3月1日
市鹿野鮎川線	田辺市小谷、小谷橋 同市深谷、深谷橋	780	平成23年3月1日
城すさみ線	西傘婁郡すさみ町大間川、右東谷橋 同町周参見、すさみ古座線出合	8,690	平成23年3月1日
佐本深谷三尾川線	東傘婁郡古座川町三尾川、三尾川橋 同町長迫、林道分岐	4,770	平成23年3月1日
田原古座線	東傘婁郡古座川町高池、清水バス停 同町高池、高河原バス停	1,120	平成23年3月1日
南平野下里停車場線	全線	11,480	平成23年3月1日
太地港下里線	東傘婁郡那智勝浦町下里、南平野下里停車場線出合 同町下里、下里郵便局付近	430	平成23年3月1日
瀨川請川線	田辺市本宮町、瀬井谷橋 同市本宮町、川湯温泉バス停	4,640	平成23年3月1日
二見御幸辻停車場線	橋本市隅田町、奈良県界 同市城山台、市道出合	5,620	平成23年3月1日
阪本五條線	伊都郡高野町富貴、奈良県界 同町富貴、蛇穴橋北詰	10,046	平成23年3月1日
川津高野線	伊都郡高野町上筒香紀和隧道、奈良県界 同町東富貴、阪本五條線出合	7,988	平成23年3月1日

和歌山県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

河南北谷川（4-365-1-054）、城山谷川（4-365-1-055）、山中谷川（4-365-1-056）、白馬谷川（4-365-1-057）、二川北谷川（4-365-2-074）、二川南谷川（4-365-1-008）、右堀尾谷川（4-365-1-015）、北堀尾谷川（4-365-1-016）、左堀尾谷川（4-365-1-017）、網掛谷川（4-365-1-018）、堀尾谷川（4-365-1-009）、東大谷東谷川（4-365-1-010）、北又谷川-1（4-365-1-011-1）、北又谷川-2（4-365-1-011-2）、観音寺西谷川（4-365-1-012）、観音寺東谷川（4-365-1-013）、下東大谷川（4-365-1-014）、中大月谷川（4-365-2-006）、下大月谷川（4-365-2-007）、井の谷川（4-365-1-066）、引尾谷川（4-365-2-082）、平谷川（4-365-2-083）、中原下谷川（4-365-2-094）、下林（Ⅰ-829）、宮前（Ⅰ-830）、東山・二川河南（Ⅰ-831）、二川河南（Ⅰ-832）、二川河南（Ⅰ-833）、二川東前（Ⅱ-3592）、二川山中（Ⅱ-3593）、二川オミソギ北（Ⅱ-3607）、二川オミソギ南（Ⅰ）（Ⅱ-3608）、二川オミソギ南（Ⅱ）（Ⅱ-3609）、二川三瀬谷北（Ⅱ-3610）、堀尾西（Ⅰ-834）、堀尾（Ⅰ-835）、二川堀尾・堀尾（Ⅰ-836）、湯山（Ⅰ-3795）、二川横手（Ⅲ）（Ⅰ-3796）、東大谷田ノ尾（Ⅱ-3578）、二川横手（Ⅰ）（Ⅱ-3579）、二川黒岩（Ⅱ-3591）、二川蔵窪（Ⅱ-3596）、二川横手（Ⅱ）（Ⅱ-3597）、西ノ谷（Ⅰ-826）、大浴（Ⅰ-827）、東大谷カイトク（Ⅰ）（Ⅱ-3574）、東大谷カイトク（Ⅱ）（Ⅱ-3575）、階徳（Ⅱ-3576）、東大谷大成見（Ⅱ-3577）、東大谷北又谷（Ⅱ-3580）、東大谷柳沢（Ⅱ-3581）、東大谷中ノ又谷（Ⅱ-3582）、東大谷ヲジ原（Ⅰ）（Ⅱ-3583）、東大谷西ノ谷（Ⅰ）（Ⅱ-3584）、東大谷西ノ谷（Ⅱ）（Ⅱ-3585）、東大谷下垣内（Ⅰ）（Ⅱ-3586）、東大谷下垣内（Ⅱ）（Ⅱ-3587）、東大谷下垣内（Ⅲ）（Ⅱ-3588）、東大谷下垣内（Ⅳ）（Ⅱ-3589）、東大谷ヲジ原（Ⅱ）（Ⅱ-3590）、東大谷下垣内（Ⅴ）（Ⅱ-3594）、東大谷下垣内（Ⅵ）（Ⅱ-3595）、東大谷（101）（Ⅱ-40002）、東大谷（102）（Ⅱ-40003）、東大谷（103）（Ⅱ-40004）、東大谷（104）（Ⅱ-40005）、井谷（Ⅰ-817）、尾崎（Ⅰ-818）、中原（Ⅰ-3799）、中原平野（Ⅱ-3622）、中原高木（Ⅱ-3623）、中原霧加曾谷（Ⅱ）（Ⅱ-3624）、中原霧加曾谷（Ⅲ）（Ⅱ-3625）、中原曾祢尾（Ⅱ-3626）、中原胡桃谷（Ⅰ）（Ⅱ-3627）、中原胡桃谷（Ⅱ）（Ⅱ-3628）、中原渡瀬（Ⅱ-3629）、中原引尾（Ⅱ-3630）、中原（101）（Ⅱ-40001）、中原霧加曾谷（Ⅰ）（Ⅲ-1669）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

入 札 公 告

物品（印刷）の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令

第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成23年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号並びに調達案件名

平成23年度 調達案件番号02111006473号

和歌山県広報誌「県民の友」印刷

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県広報誌「県民の友」印刷

1式

(3) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 納入場所

入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「軽印刷・オフセット印刷」に登載されている者であること。ただし、入札参加資格停止措置を受けて入札日において入札参加資格の停止期間中である者を除く。

なお、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成23年2月15日（火）から同年3月22日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成23年3月28日（月）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成23年3月25日（金）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成23年3月25日（金）午前9時から同月28日（月）午前9時45分までの間に行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

入札は、1部当たりの単価で行う。また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位以下の端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額（落札価格）に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者その他の入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集

中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所以外に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合があります。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

- (6) この入札は、平成23年2月和歌山県議会において、平成23年度和歌山県当初予算が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

「Kenmin no Tomo」 Printing ; 1 Unit

- (2) Date and time for tender : 10:00 a.m. 28 March 2011

- (3) Contact point for the notice :Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585

TEL 073-441-2294

正 誤

正 誤

平成23年2月7日付け和歌山県報号外和歌山県告示第156号中

ページ	行目	誤	正
1	上から8	召集	招集